

# 市有財産への飲料自動販売機 設置事業者募集要領

※入札に参加される方は、本募集要領を充分にお読みの上、ご参加ください。

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

## 合志市

【お問い合わせ先】

合志市 総務部 管財課 契約管財班  
〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地  
TEL:(096)248-1040  
FAX:(096)248-1196  
E-mail:kanzai@city.koshi.lg.jp

## 1 入札物件（飲料自動販売機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間） ※更新はしない。

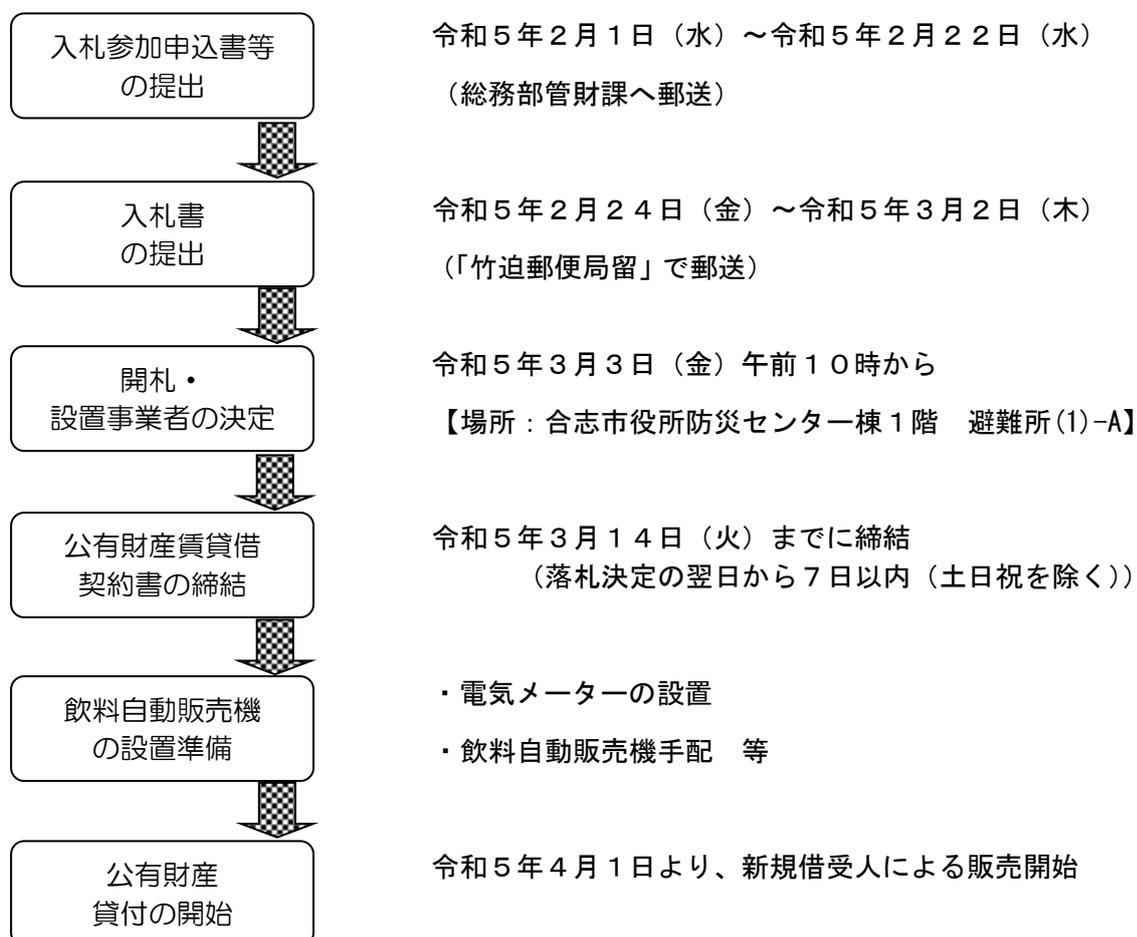
物件番号	所在地 (施設名・設置場所)	台数	設置可能面積 (1台あたり)	最低歩合率 (%)
1	合志市竹迫2140番地 (合志市役所庁舎 防災棟1階 玄関前)	1台	2.00㎡まで (幅2.00m×奥行1.00m)	販売売上実績の 20%
2	合志市須屋2811番地2 (黒石防災拠点センター センター入口 玄関脇)	1台	2.00㎡まで (幅2.00m×奥行1.00m)	販売売上実績の 20%

※設置可能面積には、放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

※消費税納税事業者の場合、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

※種類…清涼飲料水の自動販売機（缶、瓶、ペットボトル）

## 2 入札方式による貸付の流れ（概要）



### 3 入札参加資格

入札参加者に必要な資格は、次の各項のすべてを満たす自動販売機設置運営事業を営んでいる法人及び個人とする。

- (1) 令和3～4年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (2) 法人の場合は熊本県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は熊本県内に居住し、現に自動販売機の設置業務を行なっていること。
- (3) 次のアからコまでのいずれにも該当しない者であること。

ア	成年被後見人及び、被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
イ	民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
ウ	民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
エ	営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
オ	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
カ	合志市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年告示第20号）による指名停止を受けている者
キ	合志市が行う契約、行政手続等における暴力団及び暴力団等関係者の排除等に関する合意書の事務取扱要領（平成30年告示第8号）第2条第2号から第4号までで規定する者
ク	国税、県税及び市税等を滞納している者
ケ	本市職員
コ	その他市長が不当と認めた者

### 4 入札等担当部局

区分	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	総務部 管財課契約管財班	TEL:096-248-1040 FAX:096-248-1196 E-mail: kanzai@city.koshi.lg.jp	〒861-1195 合志市竹迫2140番地 (庁舎本館2階)

事務担当	番号1	総務部 管財課契約管財班	TEL:096-248-1040 FAX:096-248-1196 E-mail: kanzai@city.koshi.lg.jp	〒861-1195 合志市竹迫 2140 番地 (庁舎本館 2 階)
	番号2	教育部 生涯学習課生涯学習班	TEL:096-248-5555 FAX:096-248-5450 E-mail: gakusyu@city.koshi.lg.jp	〒861-1116 合志市福原 2922 番地 (総合センターヴィーブル)

## 5 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容	本貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第 25 条の規定に基づく借地契約）です。
(2) 貸付物件の用途指定	飲料自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。
(3) 禁止事項	次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。 ア 飲料自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。 イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。 ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。 エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。
(4) 報告書の提出	貸付物件に係る自動販売機の売上状況及び自動販売機に使用した電気など光熱水使用量は、一月毎に取りまとめ、翌月の 15 日までに報告書を提出しなければなりません。 <b>(※単独引込により給電する場合はこの限りでない)</b>
(5) 実地調査等への協力義務	前記(2)及び(3)の履行状況を確認するため、合志市が利用状況等についての実地調査を行なう時、又は関係資料の提出を求めた時には、借受人は合志市に協力しなければなりません。
(6) 違約金の支払義務	前記(2)から(4)の条件に違反した場合には、契約日から違反が判明した日までにかかった貸付料総額の 100 分の 30 に相当する額を違約金として合志市に支払わなければなりません。
(7) 貸付物件の引渡し等	貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料自動販売機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、合志市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

## 6 入札参加の申込み

この入札に参加を希望される方は、事前に一般競争入札参加申込書（様式1）と誓約書（様式2）に必要事項を記入し、下記添付書類を添えて、次のとおり総務部管財課に提出してください。なお、物件を落札した場合、申込書に記載された者以外の者と契約はできません。

<p>申込に必要な書類</p>	<p>◆一般競争入札参加申込書（様式1）</p> <p>◆誓約書（様式2）</p> <p>◆添付書類</p> <p>ア：申込者が法人の場合</p> <p>（1）登記事項証明書（写し可）</p> <p>（2）代表者の印鑑証明書（写し可）</p> <p>（3）国税、県税及び市税に係る納税証明書</p> <p>（未納税額のない証明用、発行後3ヶ月以内のもの、写し可）</p> <p>（4）管理運営する飲料自動販売機の（官公庁を含む）設置実績及び売上実績（過去2年度分（令和3年4月1日～令和4年12月31日まで）を証明する書類の写し</p> <p>（5）設置を希望する自動販売機のカタログ等仕様書</p> <p>イ：申込者が個人の場合</p> <p>（1）住民票（写し可）</p> <p>（2）印鑑登録証明書（写し可）</p> <p>（3）国税、県税及び市税に係る納税証明書</p> <p>（未納税額のない証明用、発行後3ヶ月以内のもの、写し可）</p> <p>（4）管理運営する飲料自動販売機の（官公庁を含む）設置実績及び売上実績（過去2年度分（令和3年4月1日～令和4年12月31日まで）を証明する書類の写し</p> <p>（5）設置を希望する自動販売機のカタログ等仕様書</p> <p><u>※申請書類に不備等がある場合は、受付できませんのでご注意ください。</u></p>
<p>受付期間</p>	<p>令和5年2月1日（水）から令和5年2月22日（水）まで</p>
<p>受付場所</p>	<p>〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地</p> <p>合志市役所 総務部 管財課（庁舎本館2階）</p> <p><u>※郵送での受付のみとします（令和5年2月22日必着）。</u></p> <p>（郵送の場合は、不着などのトラブル防止の為、簡易書留による送付をおすすめします。）</p>

※ 注 意	●入札参加申込書に押印する印鑑は、入札書及び契約書に押印するものと統一していただく必要があります。
-------	---

## 7 質問及び回答について

質問受付期間	令和5年2月1日（水）から令和5年2月10日（金）まで
質問提出方法	『質問書』を郵送、FAX又は電子メールで4の事務担当へ提出すること。
質問に対する 回答の閲覧	令和5年2月1日（水）から令和5年2月17日（金）まで 合志市ホームページによる公表

## 8 入札について

入 札 期 間	令和5年2月24日（金）から令和5年3月2日（木）まで
入 札 方 法	「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法により、 「竹迫郵便局留」で入札書を郵送（期間内に到達しなかったものは無効）。
入 札 書	『入札書（様式3）』をご使用ください。 <u>入札物件1件につき、入札書1枚を提出してください。</u> 入札参加者が、入札書を郵送提出します。 入札書は必要事項を記入後、別添『入札書封入封筒例』を参考に封印してください。 入札参加者は入札書に住所、氏名（会社等の場合は所在地、法人名（商号又は名称）、代表者職・氏名）、物件番号（その番号の施設名・設置場所・台数も確認のため記入）、入札歩合率を記入の上、押印するものとします。入札歩合率の記入は算用数字を使用し、ペン又はボールペンで記入してください。また、各桁の数字は省略せず、一の位まで数字を記入してください。印鑑は、入札参加申込書と同じものを使用してください。日付は、記入した日付を記入してください（入札期間にご注意ください）。 提出した入札書は、その理由の如何を問わず、引き換え、変更又は撤回することはできません。
入 札 保 証 金	入札保証金は免除します。
入 札 歩 合 率	入札歩合率は、販売実績に対する歩合率を記入してください。

## 9 入札に関する無効事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)	競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
(2)	記名押印を欠く入札
(3)	入札歩合率を訂正した入札
(4)	誤字脱字等により意思表示が不明りょうである入札
(5)	最低歩合率を下回る入札
(6)	明らかに談合によると認められる入札
(7)	2以上の意思表示をした入札
(8)	前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 10 開札の日時及び場所

開札日時	令和5年3月3日（金）午前10時から
開札場所	〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地 合志市役所庁舎防災センター棟1階 避難所(1)-A ※入札者は、『開札会参加申請書』を持参のうえ参加すること（参加は義務ではありません）。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力参加をお控えくださいますようお願いいたします。

## 11 落札者の決定

(1)	開札の結果、合志市が定める最低歩合率以上の最高の値をもって入札した者を落札者として決定します。
(2)	開札の結果、落札となるべき同値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
(3)	<p>入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。</p> <p>ア：法人が行なった入札 「商号」及び「落札歩合率」</p> <p>イ：個人が行なった入札 「氏名」及び「落札歩合率」</p> <p>落札歩合率については、合志市ホームページにおいても公表します。</p>
(4)	再度入札は実施しません。

## 12 契約の手続等

契約条項	別添『公有財産賃貸借契約書（案）』を参照してください。
契約保証金 及び 契約締結 の方法	<p>契約保証金は免除します。</p> <p>落札決定の翌日から7日以内（土日祝を除く）に締結します。</p> <p>契約書に貼付する収入印紙代など、契約締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担となります。</p> <p>契約者の名義は、入札者名義で行ないます。</p>
※ 注 意	落札者が合志市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

### 13 販売機設置の手続等

販売機の設置	契約締結後、借受人は令和5年4月1日から、設置場所で飲料自動販売機設置運営事業を開始できるよう、準備作業を行なってください。
電気料金等光熱水費の専用子メーターの設置	借受人は貸付料のほかに、電気料等光熱水費の実費をお支払いいただきます。そのため、借受人の負担で専用子メーターの設置が必要です（但し、単独引込により給電を行なう場合はこの限りでない）。

### 14 貸付料・光熱水費等の支払について

貸付料及び光熱水費の支払	ひと月毎に取りまとめ提出された報告書に基づき、貸付料と光熱水費を、6ヶ月毎（当年4月から当年9月まで、当年10月から翌年3月まで）に算定し、納入通知書を発行しますので、借受人は発行された納入通知書の納入期限までにお支払いください。
--------------	---

### 15 その他

(1)	この募集要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、合志市契約事務規則、合志市競争契約入札心得、合志市財産管理規則、合志市行政財産使用料徴収条例の定めるところにより処理します。
-----	---